

お客様各位

本人確認のお願い

《犯罪収益移転防止法》

土地建物の売買に際して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づきお客様の氏名・住所・生年月日等及び写真等で本人確認をさせていただきます。宅地建物取引業者並びに取引当事者等に課せられた義務となりますので、何卒ご理解の上、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

確認書類 個人（ 本人 代理人 ） 法人（ 代表者 取引担当者 ）

契約時までにご用意いただく本人確認書類（次のいずれか原本）

運転免許証 バスポート 住民基本台帳カード(写真付きのもの)

各種健康保険証 顔写真の付いた公的証明 外国人登録証明書 等

尚 法令により作成が義務付けられた本人確認記録を正確に作成するため、原則としてご提示いただいた本人確認書類のコピーを取得させていただきます。

その他 法人様の場合

登記事項証明書 印鑑登録証明書 (次のいずれか原本)

尚 代表者・取引担当者は役職あるいは所属部署・氏名・住所・生年月日等確認させていただきます。

その他 代理人の場合

1. 委任状（お客様ご本人の署名・実印のもの） 2. お客様ご本人の印鑑登録証明書

3. お客様ご本人の確認書類の原本又はコピー 必要

【注意】

- ★ 本人確認書類は現に有効なものに限ります。有効期限がないものは、発行日から6ヶ月以内のものとなります。
- ★ 現在の住所と記載が異なっている場合は、あらかじめ住所変更手続きをお済ませください。
- ★ 本人確認書類は共有名義で複数の場合はすべての方必要、相続などで取得した物件の共有名義者もすべて必要

【あらかじめご了承ください事項】

1. 本人確認が出来ない場合には、不動産売買契約締結の出来ずの可能性がありますので予めご了承下さい。
2. ご提供頂いた本人確認書類等は、法に基づき、本法令が要請する目的で利用致します。
3. ご提供頂いた本人確認書類の写し、委任状、印鑑登録証明書等の書類はご返還いたしません。
4. 本人確認書類の原本をご本人が直接提示する以外の方法によりご本人確認を行ったお客様および代理人の方等、本書に記載した以外の本人確認書類を提示されたお客様及び代理人の方等には、法令に基づき必要な場合に、本人確認書類に記載された住所氏名宛にご契約に係る書類を書留郵便等で転送不要にして送りいたします。
5. ご本人以外の本人確認書類による取引や虚偽の本人特定事項の申告による取引は、犯罪収益移転防止法により禁じられており、処罰の対象となります。